

<令和2年9月16日現在>

兵庫県



中小企業融資制度

3年間無利子・保証料負担も軽減！
(6月22日から融資限度額を4,000万円に引き上げ)
※取扱期間：令和2年5月1日～12月31日保証申し込み受付分まで

① 新型コロナウイルス感染症対応資金

対象者：セーフティネット保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料：通常0.85%・1.05%から減免あり(要件あり 下記※参照)

利率：当初3年間 0%（4年目以降0.7%）(同上※)

期間：10年（据置5年）以内

限度額：4,000万円

資金用途：運転・設備資金、信用保証付融資の借換資金

本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能です！

※ 利子・保証料の減免要件について

ア 個人事業主（小規模企業者）で売上減少5%以上：当初3年間無利子・保証料0

イ 上記を除く、中小企業者で売上減少15%以上：当初3年間無利子・保証料0

ウ 同上（売上減少5%以上15%未満）：保証料1/2

※上記ウの場合、裏面の②「新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付」の利用で保証料0となります！

(お問い合わせ先等：裏面へ)

保証料全額支援！6/22から取り扱い開始！！

※取扱期間：令和2年6月22日～令和3年1月31日融資実行分まで

② 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付

対象者：セーフティ保証（4号、5号）、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料：0%（0.8%を県が全額補助）

利率：年0.7%（固定） 限度額：5,000万円

期間：10年（据置2年）以内 資金用途：運転・設備資金

既存の新型コロナウイルス感染症対策資金も引き続き利用可能です
（③⑤⑥は5%以上、④は15%以上の売上減少が必要です）

※取扱期間：令和3年1月31日融資実行分まで

売上減少時の運転資金！

③ 新型コロナウイルス対策貸付

利率：年0.70%（固定）

期間：10年（据置2年）以内

限度額：2.8億円

別枠保証を利用！

④ 新型コロナウイルス危機対応貸付

融資条件：③と同じ

その他：危機関連保証と連動

迅速な審査！

⑤ 経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）

利率：金融機関所定利率

期間：10年（据置1年）以内

限度額：5,000万円

その他：取扱金融機関と1年以上の
与信取引等が必要

既往債務の負担軽減！

⑥ 借換等貸付（新型コロナウイルス対策）

利率・限度額：③と同じ

期間：10年（据置1年）以内

その他：県融資制度やH29.3.31までの
神戸市融資制度の借換により
返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ
電話 078-362-3321(地域金融室)